

2015年1月8日

福島県知事
内堀雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団長 神山 悦子
阿部裕美子
宮川えみ子
長谷部 淳
宮本しづえ

原発事故による商工業等への営業損害を

打ち切る素案の撤回を求めることについての申し入れ

昨年末、国と東京電力は原発事故に伴う商工業等への営業損害賠償を基本的に5年間で終了するとの方針を県内の商工団体等に説明し、参加した団体からは納得できないとの意見が出されたと報道されています。この賠償打ち切り方針が県内の商工団体・事業者をはじめ被災県民に大きな衝撃を与えています。

大震災と原発事故から3年10か月が経過するも生業は十分には元に戻らず、これからもその影響は長期に及ぶことが予想されます。加害者である国と東京電力が、原発事故被害の深刻な実態をかえりみることなく一方的に賠償打ち切りを持ち出すこと自体、加害者責任の放棄であり断じて認められません。

賠償が打ち切られれば、少なくない事業者が営業存続困難に追い込まれることが予想され、本県経済への影響も深刻です。さらに、この賠償打ち切りが農林水産業等への損害賠償に波及する危惧や、精神的損害も含めた全县民への完全賠償を求める道を閉ざすことにもつながりかねない重大問題です。国・東京電力は原発事故の被害を直視し、事業が事故前の状態を回復するまで責任を持って賠償を継続すべきです。

賠償の分野でこのような方針が打ち出される背景には昨年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」があり、川内原発に続き高浜原発についても原子力規制委員会が「審査書案」を了承するなど、全国の原発再稼働に向けた動きが強まっていることはそのあらわれです。原発推進と「福島切り捨て」が表裏一体であるという事実を直視し、県として機敏かつ毅然とした対応を取ることが求められます。

以下要望します。

- 1、国・東京電力に対し、商工業等への営業損害賠償打ち切り素案を撤回するよう求めること
- 2、新会長として県原子力損害対策協議会全体会をただちに開催し、実態を無視した賠償打ち切りを許さない意思統一と取り組みを行うこと。

以上